



《会計・税務の知識》小規模企業者の支援制度

はじめに

平成25年9月20日に施行した「小規模企業活性化法」において、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律などの3法(※)の対象となる「小規模企業者」についての範囲の変更を行うことが決定しました。政令改正により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者が小規模企業者の範囲に含まれます。

これにより、宿泊業や娯楽業を営む従業員6人以上20人以下の事業者は、新たに小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経)、特別小口保険制度(中小企業信用保険法)、小規模企業共済制度(小規模企業共済法)を利用できることとなります。そこで、本稿では適用対象となる各制度の概要をご紹介します。

※ 小規模事業者支援法施行令 (H26.1.7 施行)
中小企業信用保険法施行令 (H26.3.1 施行)
小規模企業共済法施行令 (H26.4.1 施行)

1. 小規模企業者の定義

小規模企業者(事業者)の定義

業種分類	従前の範囲
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下



業種分類	範囲変更後
製造業その他	従業員20人以下
宿泊業・娯楽業	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

2. 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経)

【制度概要】

商工会、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者に、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を受けることができます。

【対象者】小規模事業者

【貸付限度額】1,500万円

【貸付金利】1.60% (H25.12.13 現在)

【貸付期間】運転資金7年以内、設備資金10年以内

【担保等】無担保・無保証人

【申込要件】

商工会、商工会議所等の経営指導を原則6ヶ月以上受けていることなどの一定の要件があります。

【貸付機関】国民生活金融公庫

詳細はコチラ

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/q3_marukei.htm

3. 特別小口保険制度

【制度概要】

特別小口保険制度は、信用保証協会と債務者との間で締結された保証契約について、日本政策金融公庫が保険を付する制度の一つです。

【保険限度額(保証限度額)】

1,250万円

【連帯保証人】

個人：原則不要、法人：原則法人代表者のみ

【担保等】原則無担保

【貸付利率】金融機関所定利率

4. 小規模企業共済制度

【制度概要】

個人事業をやめたとき、会社の役員を退職したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度です。小規模企業共済法に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

【対象者】

常時使用する従業員が20人(商業とサービス業では5人)以下の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、会社等の役員、一定規模以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員の方です。

【税法上の取扱い】

掛金は全額所得控除

共済金は「退職所得」又は「雑所得」

【契約者貸付制度】

払い込んだ掛金合計額の範囲内で、事業資金の貸付け(担保・保証人不要)が受けられます。

詳細はコチラ <http://www.smrj.go.jp/skyosai/>

おわりに

小規模事業者の数は2009年の366万者から334万者と減少している現在の状況において(「経済センサスー活動調査」、)制度上の優遇措置を積極的に活用して日本経済の牽引する原動力となって頂きたいものです。(担当:齋藤)